

災害時の歯科医療救護に関する協定書

鈴鹿市（以下「甲」という。）と一般社団法人鈴鹿歯科医師会（以下「乙」という。）との間において、災害時の歯科医療救護について、次のとおり協定する。

（総則）

第1条 本協定は、鈴鹿市地域防災計画及び鈴鹿市水防計画（以下「防災計画」という。）に基づいて甲が行なう災害時の歯科医療救護に対する乙の協力に関して、必要な事項を定める。

（歯科医療救護活動）

第2条 乙は、災害時における歯科医療救護活動（以下「歯科救護活動」という。）の円滑な実施を図るため、歯科医療救護計画（以下「歯科救護計画」という。）を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、歯科救護計画の内容を変更したときは、速やかに変更事項を甲に提出するものとする。

（歯科医療に関する救護班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づき、必要に応じて、乙に、医療救護班員として、歯科医療に関する救護班（以下「歯科救護班」という。）の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けた時は、歯科救護計画に基づき、速やかに歯科救護班を派遣するものとする。

3 緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受けるいとまのない場合には、乙は歯科救護班を派遣した後、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

4 甲は災害の状況により必要に応じ、現地の避難所等に歯科医療に関する救護所（以下「歯科救護所」という。）を開設する。

（歯科救護活動に対する指揮命令）

第4条 歯科救護活動の総合調整を図るため、歯科救護班に対する指揮命令は、乙の歯科救護計画に基づき、乙の長が行なうものとする。

（調整連絡）

第5条 歯科救護班の歯科救護活動に係る連絡調整は、甲及び乙が指定した者が協議して行なうものとする。

（収容歯科医療機関）

第6条 甲は、第3条第4項に定めるもののほか、歯科傷病者の歯科処置を行う必要のある場合は、収容歯科医療機関として、被災地周辺の歯科医療機関に収容して、乙及び乙の会員の協力を得て歯科救護所を設置することができる。

2 乙は、甲が歯科傷病者の収容歯科医療機関の設置を要請したときは、これに協力するものとする。

(歯科救護班の業務)

第7条 歯科救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科傷病者の治療優先度の選別
- (2) 歯科傷病者に対する処置
- (3) 歯科傷病者の医療機関への搬送要否の判断及び搬送順位の決定
- (4) 歯科救護所（避難所）への巡回検診
- (5) その他歯科救護班として必要な事項

(歯科救護班の輸送)

第8条 歯科救護班は、原則として乙の会員が用意する車両等により、甲が設置する歯科救護所へ直行するものとする。

(医薬品等の供給)

第9条 乙が派遣する歯科救護班が使用する歯科医薬品及び歯科医療材料等については、当該歯科救護班が携行するものとする。

2 歯科医薬品及び歯科医療材料等が不足した場合は、乙はこれを甲に要請する。

(歯科医療費)

第10条 第3条第4項に定める歯科救護所における、災害による歯科傷病者に対する応急的な歯科救護活動にかかる歯科医療費は、原則として無償とする。

2 第6条第1項の定めにより設置した歯科救護所における歯科医療費は、原則として患者負担とする。

(費用の弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が歯科救護活動を実施した場合に要する次の経費は、原則として甲の負担とする。

- (1) 歯科救護班の派遣に伴う経費
 - ア 歯科救護班の派遣に要する費用
 - イ 歯科救護班が携行又は調達し、歯科救護活動のために使用した医薬品、医療材料等の費用
 - ウ 歯科救護班が携行した医療材料等が紛失損傷した場合の実費弁償
 - エ 歯科救護班が交通機関を利用した場合の費用
 - (2) 第6条第2項の定めにより、歯科救護所の設置の要請を受けた場合における体制整備のための設置費用

(災害補償)

第12条 甲の要請による歯科救護活動に従事し、又は歯科救護所との往復の途上において、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、「鈴鹿市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年市条例第21号)」に準じ災害補償を行うものとする。

(医事紛争の処理)

第13条 この協定により実施した歯科救護活動に関して、患者との間に医事紛争が生じた場合は、甲が責任をもってその処理にあたるものとする。

(災害救助法との関係)

第14条 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けた場合は、本協定は指定日より災害救助法の定めるところによる。

(細則)

第15条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上定めるものとする。

(有効期限)

第17条 この協定の有効期間(以下「協定期間」という。)は平成29年3月7日から平成30年3月31日までとする。

2 前項の協定期間の満了する1か月前までに、甲、乙いずれかからも何らかの申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間協定期間が延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成29年3月7日

甲 鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿市

鈴鹿市長

末松則子

乙 鈴鹿市西条五丁目118番地の5

一般社団法人 鈴鹿歯科医師会

会長

北川弘二



